

教育子ども委員会 請願・陳情一覧

令和元年12月24日（火）

○教育委員会関係

（新規分）

令和元年請願第16号 小学校給食調理業務の民間委託撤回と給食の充実・安全を求める件



令和元年請願第21号 私立高校生に対する授業料助成制度の堅持・拡充を求める件



令和元年陳情第20号 縁図書館の盗撮事件に関し、市議会として真相解明に努めることを求める件

小学校給食調理業務の民間委託撤回と給食の充実・安全を求める件

請願者 北名古屋市西之保青野38番地

なごやの学校給食をよりよくする会

新 村 洋 史

要 旨

名古屋市教育委員会は、2016年4月から小学校の給食調理業務の民間委託を始め、2019年4月現在では22校において民間委託している。その理由は、調理員の退職によって起こる人員不足を補充しないという名古屋市の方針によるとしている。

学校給食は、法律により学校教育の一環として位置付けられている。教育を目的とする学校給食は、営利を目的とする民間企業への委託と相容れないものである。給食調理業務の民間委託は、名古屋市が行うべき教育の責任と役割を投げ出すものである。

また、4、5年で業者が替わり得る委託方式では、調理業務のノウハウの蓄積や技術の継承ができない。民間委託の場合、学校が委託業者の責任者以外の従業員に直接指示することは法的に禁じられ、委託業者に雇用されている調理員と栄養教諭・教員の連携が困難となる。

更に、食材価格の高騰により給食の栄養価は低下しており、また、調理員の人員不足と調理場設備の不備によるアレルギー事故や食中毒が発生する危険性が高まっていると考える。

心身ともに成長する学齢期を豊かな給食・食育で支えることは、教育の重要な役割である。子どもの貧困が広がっていると考えられることからも、全ての子どもに栄養バランスのとれたおいしい給食を提供することは大切になっている。

については、子どもたちに安全・安心な給食を届け、健やかな心身の成長を保障するため、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市立小学校の給食調理業務の民間委託をせず、正規職員による直営体制に戻して、技術の継承により安全・安心でおいしい学校給食を提供すること。
- 2 調理員が関わる食育、教育としての給食を実現するため、正規職員の調理員を増やすこと。
- 3 食物アレルギー対応の充実とアレルギー事故等を二度と起こさない対策を、教育委員会と学校全体が一体となって進めること。
- 4 慢性的な人員不足によるアレルギー事故の危険性をなくすため、正規職員の栄養教諭及び調理員を各校に配置、増員すること。
- 5 現状では、衛生管理が難しいので、食材の冷却器等の温度管理ができる最低限の設備を整えること。
- 6 食材価格が高騰しているため、1食当たりの食材費を増やし、栄養価を2009年

度の水準に戻すこと。そのための費用は公費で助成すること。

私立高校生に対する授業料助成制度の堅持・拡充を求める件

請願者 昭和区西畠町85番地の1
愛知私学助成をすすめる会
会長 寺田京子

要旨

子どもと教育をめぐる危機が叫ばれて久しくなるが、それだけに大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務は重大である。子ども一人一人に寄り添い、つながって、子どもが安心して豊かに育つ土壤をつくらねばならない。

愛知県の私学では、生徒たちが自ら参加し、人と共同して、社会とつながる21世紀型学びを目指して、各学園が独自性を生かして、多彩な教育を進めている。

2019年7月に開催した愛知サマーセミナーは、約2000講座に約6万人の参加者であふれ返った。特別講師の人たちは、父母、市民の人たちがボランティアで支えている活気ある状況、これが私学と連動しているということに驚嘆し、参加者は、講座の多彩さとともに、汗まみれになりながら、声をからして案内する生徒や父母の姿に感銘を受け、感謝の声がたくさん寄せられた。9月から11月にかけては、愛知県下39の会場でオータムフェスティバルを開催しているが、サマーセミナーのような市民参加の学びを広げる講座である夢の学校、平和と復興や教育の公平を願う希望プロジェクトが大きな感動と共感を呼んでいる。

しかし、私学内部の努力だけではどうしても解決できない問題がある。それは、学費の公私間格差の問題である。

現在、愛知県では高校生の3人に1人が、特に名古屋市では高校生の約50%が私学で学んでおり、私学は、公立とともに公教育の重要な役割を担っている。それにもかかわらず、学費の公私間格差は現在も市民に大きくのしかかり、私学を自由に選択できない状況にある。名古屋市の授業料助成制度の対象となる所得層でも同様である。

愛知県においては、平成26年度以降、国の無償化政策の見直しに伴う就学支援金の加算分を全額活用して、従来の授業料助成制度の原則を復元し、今年度予算では、年収610万円未満程度までの乙Ⅰランクの世帯は、授業料の約3分の2で26万5200円まで、年収840万円未満程度までの乙Ⅱランクの世帯は、半分で19万9200円までの助成が行われている。また、入学金補助については、今年度、授業料助成制度と同じ算定方式で、増額された。

現在、名古屋市では、教育の機会均等という理念に基づく独自の授業料助成制度として、愛知県の助成対象から外れた市民を対象に、年収840万円から990万円までに相当する世帯に2万6000円、年収990万円から1160万円までに相当する世帯に1万5000円を支給している。

名古屋市の授業料助成額は、平成12年度以降は、愛知県の乙IIランクの県単独の助成額のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定され、国が公立高校の授業料無償化と私学への就学支援金を開始した平成22年度から平成25年度までは、国の就学支援金を除いた愛知県単独負担分のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定されてきた。この算定方式によれば、愛知県の乙IIランクが増額されたのに伴い、名古屋市の授業料助成額は4万200円と2万4120円となるところである。

ところが、平成26年度以降、名古屋市の予算においては、この変更がなされていない。この件に関しては、私たちの私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める請願が教育子ども委員会における審査の結果採択され、平成28年2月定例会においては、一般会計予算の議決に当たり「教育の機会均等の理念を尊重すべく」、「授業料保護者負担の公私間格差の是正のため、引き続き補助額の予算増額を求めていくこと」との附帯決議が付されているところである。請願に込められた民意と市会の意向を尊重し、令和2年度には従来の算定方式に沿って、ぜひとも増額するよう切に要望する。

そもそも、名古屋市において、昭和48年に、全国に先駆けて制定された私立高校生に対する授業料助成制度は、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例第1条にも示されているように、公私の父母負担格差は、教育の機会均等の面からも、納税者に対する社会的公平の面からも、早急に是正すべきものであるという立場から、本来ならば全ての高校生に支給すべきであるという崇高な理念に裏付けられていた。そのために、名古屋市の授業料助成制度は、愛知県の授業料助成制度の対象にならない高校生に対して、当初、愛知県の乙IIランクとほぼ同額が一律に支給され、愛知県と名古屋市を合わせれば、全ての私立高校生が授業料助成を受けていた。

平成24年には、日本政府は昭和54年以来留保してきた国際人権A規約第13条2(b)及び(c)の無償教育の条項の規定の適用について、同留保を撤回しており、中等・高等教育に係る所得制限なしの無償教育の漸進的な導入は、憲法第98条に基づき誠実に遵守すべきものとなっている。

名古屋市の授業料助成制度をめぐっては、様々な議論があつたが、その度に、教育の機会均等という確固とした理念と原点に立ち返り、40年以上にわたって嘗々として守られてきた。だからこそ前述のように、平成12年度以降の名古屋市の授業料助成額は愛知県の乙IIランクの助成額の50%、30%に相当する基準で算定されてきたわけである。そこには、名古屋市当局と市会の深い理解があつたことを、私たちは承知している。その原点を踏まえ、現行の授業料助成制度の内実を堅持するようお願いする。

私たちの願いは、憲法や教育基本法、更には国際人権A規約にもあるように、全ての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障してほしい、ということであり、その焦点は、公教育、特に後期中等教育の中の最大の不平等である父母負担の公私間格差をなくし、教育の公平を図ることである。無償教育が国際的な潮流になる中で、今こそ名古屋市政がこれまで果たしてきた原点に立ち返り、教育の機会均等の精神に基づいて、先駆的な役割を果たすよう、心からお願いする。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 令和2年度予算において、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例にうたわれている教育の機会均等の理念に沿って、私立高校生に対する名古屋市独自の授業料助成額を、愛知県の授業料助成額変更に伴い、これまでの算定方式に基づいて是正・増額すること。

令和元年陳情第20号

緑図書館の盗撮事件に関し、市議会として真相解明に努めることを求める件

陳情者 瑞穂区片坂町1丁目27番地の1
名古屋市の図書館を考える市民の会
五十嵐 俊一

要旨

2019年5月3日に緑図書館において発生した女性トイレ盗撮事件については、同年6月14日に指定管理者である株式会社ヴィアックスの男性職員が愛知県警察に対して犯行を自供し、その後懲戒解雇処分とされたが、逮捕されないまま5か月が経過し、いまだ捜査継続中のことである。

鶴舞中央図書館は事件発覚後3か月もたってから記者発表という形で事件の概要について公表したが、9月定例会では所管事務調査を含め、何も報告がなかった。

図書館利用者に甚大な被害が及ぶ事件であったにもかかわらず教育委員会が3か月以上も市民に何も知らせなかつたことは極めて重大である。この件に関しては、同社の職員が盗撮カメラらしき不審物を発見した際、現場保存が必須であったにもかかわらず、管理責任者がこれを撤去して事務所で保管していたところ、被疑者である男性職員が奪い破棄したとされている。ずさんな管理により証拠物件を紛失するという失態が、事件の隠蔽を疑わせることにつながったと言わざるを得ない。同社は既に捜査が始まっているとして被害届を提出せず、結局、教育委員会が建造物侵入について被害届を愛知県警察に提出したが、それが事件発覚後3か月以上経過した同年8月9日だったこともふに落ちない。

更に、この件を議題とした同年10月30日開催の図書館協議会においては、あろうことか個人情報の保護を理由に協議が非公開で行われるという理不尽な事態が起こっている。一体この間に何が起っていたのか、市民の代表である市議会として真相解明に努めることが求められる。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市議会として株式会社ヴィアックスに対し、緑図書館の盗撮事件に関し事情聴取を行うとともに所管事務調査を実施すること。
- 2 鶴舞中央図書館、株式会社ヴィアックスが同席する市民向け説明会を開催するよう教育委員会に要請すること。

